

Terms and Conditions Client/Third Party Referral Program
クライアント／第三者紹介プログラムの契約条件

1. 本紹介プログラムは過去にさかのぼって適用することはできません。
2. 紹介状の提出をもって、契約条件に合意したこととみなされます。
3. 紹介は新規契約に限られます。報酬は、紹介プログラムリーフレットに記載の金額、または相当の価値となり、被紹介企業が12カ月以上のオフィス契約を締結した際に支払われます。
4. 第三者またはクライアントは、被紹介企業が契約書に署名をし、デポジットの満額を支払い、コンパスのクライアントとなって30日以上が経過した後、報酬を要求することができます。
5. カスタマーが30日を経過する前に通告、あるいは契約の解除を行った場合、報酬は適用されません。
6. 紹介は姉妹会社、あるいは同じ会社に勤務する同僚には適用されません。
7. 報酬は、被紹介企業一社につき一度に限り適用されます。
8. 同じ個人あるいは法人を複数のクライアントあるいは第三者が紹介した場合、最初にコンパスが受領した紹介のみが適用されます。
9. 本プログラムは、以前に何らかの形でコンパスオフィスに問い合わせ等がなかった場合のみ適用可能となります。
10. 報酬は上述の通りであり、換金することはできません。コンパスオフィスは代替の報酬またはそれに代わる同等の価値に変更する権利を有します。
11. コンパスオフィスの従業員およびその家族はコンパスオフィス紹介プログラムに参加することはできません。
12. コンパスオフィスは予告なくこのプログラムを変更・中止する権利を有します。
13. 本プログラムは非課税です。納税義務が生じた場合にはご自身で必要な申告・支払い手続きを行っていただきます。
14. 本プログラムは、延滞金のあるクライアントについては適用となりません。
15. 本プログラムはコンパスオフィスの他のプロモーションと重複しての適用はできません。